

# 「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用する ための官庁営繕行政のあり方について」

【参考】  
(建議のポイント)

## 国家機関の建築物

- 立法・行政・司法のサービス提供の場
- 都市の中核機能であり都市景観を形成
- 我が国の建築技術の規範
- 全国で約5, 200万㎡ (約2万施設)

## 社会経済情勢

- 官公法等の改正(平成17年6月施行)による国家機関の建築物の保全に係る制度の整備
- 多様な社会的要請
  - ・防災拠点として必要な耐震性能の確保
  - ・ユニバーサルデザインの理念の導入
  - ・地球温暖化防止等環境負荷の低減
  - ・IT化推進への的確な対応
  - ・まちづくり計画との調整・連携
- 国有財産法の改正(平成18年4月施行)による、国有財産の一層の効率的活用

## 基本的課題

ストック全体としての質の向上

- 社会的要請への対応
- 保全の適正化
- 財務省と協力・連携した使用調整
- 用途変更や大規模リニューアル等の手法の機動的な活用

所有を前提としない調達を行う場合の性能の維持、確保

## 施策展開の方向性

所有、賃借を問わず、全ての国家機関の建築物を対象とした基準等の整備

ライフサイクルを通して、総合的に企画・管理し、活用するファシリティマネジメント\*を実施

※ このファシリティマネジメントは、個別の建築物のみを対象として実施するのではなく、一定エリア内の全ての国家機関の建築物を対象として実施

## 当面実施すべき施策

効果的・効率的なファシリティマネジメントを行うことによる良質なストックとしての整備・活用

- ①各国家機関の機能と建築物が有する性能が最適な組合せとなるよう、一定エリアの国家機関の建築物の群としての施設整備計画を策定
- ②各国家機関を指導・監督し、その実績を評価・フィードバック
- ③所有・利用形態に関わらず、個々の建築物について保全の責任の所在を明確化し、保全の適正化を指導・支援
- ④社会的要請への的確な対応
  - グリーン庁舎の整備、運用段階のエネルギー利用効率の一層の高度化
  - 重点的・計画的な耐震改修の促進
  - ユニバーサルデザインの考え方に基づく、多様な利用者の参加に配慮した営繕の推進
  - 周辺のまちづくりと調整し、地方公共団体と連携した営繕の推進